

巻頭に寄せて

人々は、生来持つ社会的な性質から、必要に迫られ、あるいは、自らの意志により移動する。人の移動は有史以前から存在し、これからも続いていくことであろう。今日の人の移動は、大規模であること、ペースが早いこと、行き先が多様であること、要因がより複雑であることに特徴がある。人の移動が起こると、人々の流動性により、多くの国で経済的、社会的、文化的、政治的政策や施策に重要な影響が生じる。それは、移動する人々、受け入れ側の人々、出身地に残された人々などの個々人の生活に重要な影響を与える。

また人の移動は、国家の安全やアイデンティティー、社会の変容、異文化適応、既に限りある資源の配分などの多くの機微な問題を突き付ける。政府や移住政策立案者は、程度の差こそあれ、これら全ての問題に対応しなければならない。今日どのような政策をとるかが、今後、人の移動から最大限の利益を得ることができるか、あるいは人の移動が、潜在的な社会の分断化や国家間の軋轢といった不安材料となり続けるかを決定する一因となるだろう。

結局のところ、外国籍を有する者の出入国管理に関する決定は、各国政府の専権事項となっている。そのため理論的には、人の移動への対処方法は国家の数と同じだけ数多くありえる。各国政府は、人の移動の過程から生じる現象に様々な方法で対応する。その対応方法が、時には異端と思えるようなものも含め、多様な移住管理施策の発展につながる。それら施策がどういったものであれ、多くの人々が移動しているという現実には各国政府に難問を突き付けており、最も現実的で、効果的で、財政事情に見合っており、国益にかなうと政府が思う方法で、それら問題に対処する最善の努力をしているのである。

各国政府はそれぞれの特殊な状況と事情に基づき、数々の移住管理施策を試みてきた。国境管理のための生体認証技術の利用、非正規移民の域外審査、季節労働者や循環移民の受け入れ、業種別クオータ制による管理、労働市場テスト、ポイント制による選択型受け入れ、家族呼び寄せ、難民の第三国定住のよ

うな人道的受け入れ、留学、ワーキング・ホリデー・ビザなどといったものである。

全ての国家にあてはまるような移住管理モデルは存在しない。しかし、移住管理施策の土台となり得る共通の原則や基準はある。移民の人権保護の担保、国内労働市場との競合ではなく補完的關係、移民と受け入れ地域社会の調和的共存の促進、省庁間の協議・協力を通じたバランスのとれた多角的アプローチ、政府全体だけでなく社会全体を巻き込むこと、そして適用可能な国際的好事例の検討と採用などである。

移民管理施策にかかる欧州連合のグローバルな取り組みは、精巧であり財政投資も多額である。長引く経済停滞や、世界中から命懸けで欧州入域を試みる人々の流入とも相まって、今、欧州連合の移住管理の取り組みはヨーロッパ地域の安定性と共に岐路に立たされている。ヨーロッパの経験からアジア、特に日本は、何を学ぶことができるのであろうか。岡部みどり氏編集の本著はこれらの問いに答えようとするものである。

国際移住機関駐日事務所

駐日代表 ウィリアム・バリガ

2015年8月